

## 雨水浸透施設設置費の一部を助成

市街化の進展により、雨水が地中にしみ込む面積が少なくなると、短時間に多量の雨水が流れ出て都市型水害を発生させたり、浸透量の減少による地下水位の低下や湧水の枯渇、河川の平常水量の減少などの影響が生じます。

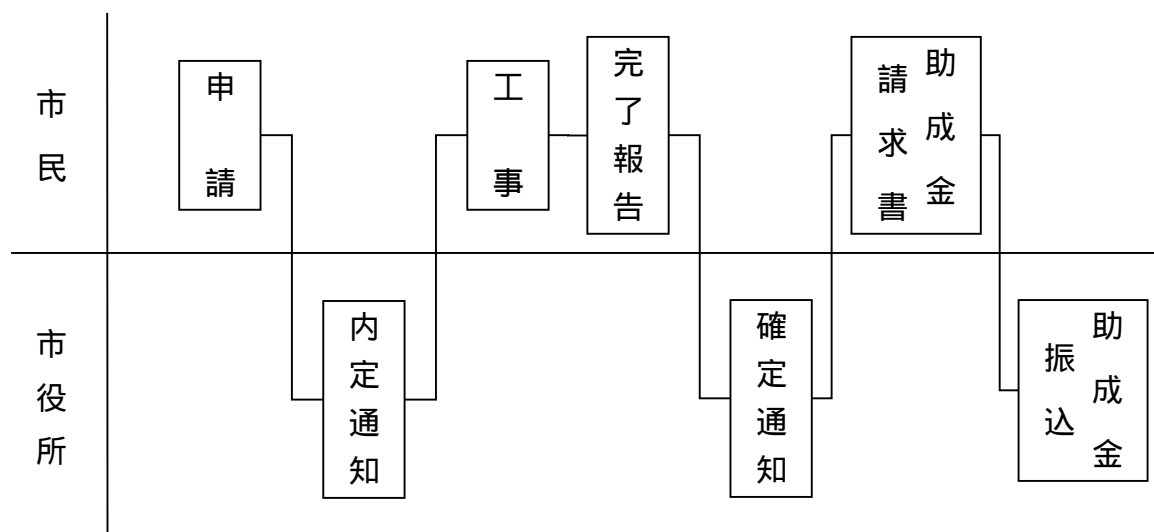
このようなことから、羽村市では、雨水の流出を抑制することによる治水効果と浸透による地下水の涵養等、水環境に資するため、雨水浸透施設の設置を促進しています。



### 助成の要件

- 敷地面積が 1,000 m<sup>2</sup>未満の、個人が所有する住宅（集合住宅、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供している併用住宅を含む）
- 羽村市雨水浸透施設技術指針に適合する「浸透ます」・「浸透トレンチ」を設置すること
- 住宅の屋根に降った雨水を地下に浸透させる施設であること  
羽村市宅地開発等指導要綱に該当する場合は対象となりません。

### 手続きのながれ



## 申請及び完了時に必要な書類

### (1) 申請

- 雨水浸透施設設置費助成金交付申請書（様式第1号）
- 案内図
- 平面図（屋根面積、設置位置及び浸透施設の規格が表示されているもの）
- 見積書写し
- 建築確認申請書写し（新築の場合）

### (2) 完了報告

- 雨水浸透施設設置工事完了報告書（様式第3号）
- 案内図
- 竣工図（申請時と変更がなければ不要）
- 工事写真（全箇所）
- 請求書写し
- 領収書写し

### 工事写真撮影箇所

工事を行うすべての箇所について、写真を提出してください。

- (1) 施工前（現在の状況）
- (2) 掘削出来高（寸法が確認できるように撮影する。）
- (3) 砂基礎の状況（仕上がり厚が確認できるように撮影する。）
- (4) 目詰まり防止シートの設置状況
- (5) 単粒度砕石の埋め戻し状況
- (6) 浸透ます又は浸透トレンチの設置状況
- (7) 工事完了（施工前の写真と同じ方向から）

### 助成金の額

- 助成金の額は、雨水浸透施設の設置に要する工事費の額とし、次のいずれか低い方を限度とします。

設置する雨水浸透施設の標準工事費単価(\*) × 個数で算出した額  
(千円未満は切捨て)

40万円

- 羽村市雨水浸透施設技術指針による標準の規格より大きい（雨水の処理能力が高い）規格を設置することはできますが、助成金の算出には、標準の規格と実際に設置する規格のいずれか低い標準工事費単価を用います。

(\*) 標準工事費単価については6ページをご参照ください。

## 工事費について

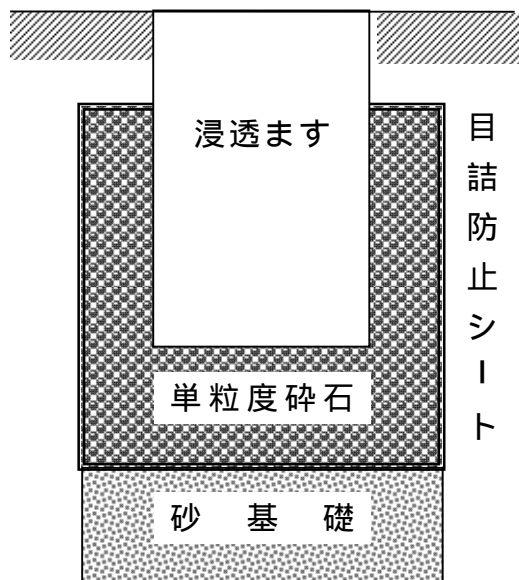
浸透ますの工事費については、申請者と工事請負者との協議により契約してください。市では、工事費に対する質問にはお答えできません。

## 助成金の支払い

助成金の支払いは、申請者からの請求に基づき口座振込により行います。市から工事請負者へ直接の支払いは行いません。

設置した浸透施設の維持管理をしてください。  
樋を通して落ち葉などが施設内に入りますので、定期的に掃除をお願いします。

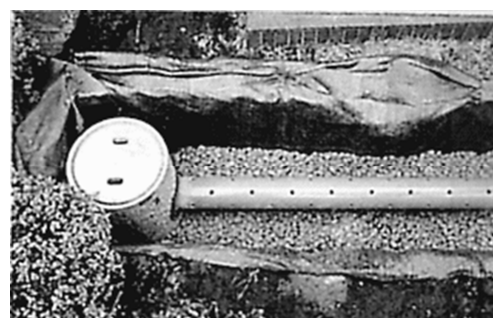
浸透ますの標準断面



浸透ます



浸透トレンチ



問合せ

羽村市上下水道部上下水道業務課業務係

042 - 554 - 2269

## 羽村市雨水浸透施設設置費助成交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、総合的な治水対策の一環として、雨水流出抑制による治水効果と、浸透による地下水の涵養等、水環境の保全に資するため、雨水浸透施設を設置する者に対して設置費の一部を助成し、雨水浸透施設の設置促進を図ることを目的とする。

### (雨水浸透施設の要件)

第2条 この要綱により設置費の一部を助成する雨水浸透施設(以下「雨水浸透施設」という。)とは、次に掲げる条件を具備している新設のものとし、既設の施設の改造や機能回復工事によるものは除く。

(1) 羽村市雨水浸透施設技術指針(平成11年羽都下発第11460号)に適合するものであること。

(2) 住宅(戸建住宅、集合住宅又は延べ面積の2分の1以上を居住の用に供している併用住宅に限る。以下同じ。)の屋根の雨水を地下に浸透させるための構造を有するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、設置費の助成はしない。

(1) 雨水浸透施設の設置に係る敷地の面積が、1,000平方メートル以上であるとき。

(2) 雨水浸透施設が、住宅の屋根の雨水以外の雨水を浸透させるものであるとき。

(3) 雨水浸透施設の設置を含む建築工事等が羽村市宅地開発等指導要綱(平成4年羽都都発第7737号)の諸規定の適用を受けるとき。

### (雨水浸透施設の設置区域)

第3条 前条第1項に規定する雨水浸透施設の設置区域は、羽村市内全域とする。ただし、次の各号に掲げる区域は除く。

(1) 急傾斜の区域又は法面の安全性が損なわれる恐れのある区域

(2) 地下水位の高い区域

(3) 自然環境を害する恐れのある区域

(4) 前各号に掲げるもののほか、雨水浸透施設を設置することにより安全性が損なわれる恐れのある区域

### (助成対象者)

第4条 この要綱による助成の対象者(以下「助成対象者」という。)は、雨水浸透施設の設置に係る住宅を所有する個人とする。

2 助成対象者は、市に納付すべき市税及び下水道使用料(以下「市税等」という。)で、納期が到来している市税等を完納していなければならない。

### (助成金の額)

第5条 助成金の額は、雨水浸透施設の設置に要する工事費の額とする。ただし、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度とする。

(1) 設置する雨水浸透施設の規格に応じ、別表に定める標準工事費単価に助成対象の雨水浸透施設の数に乗じて得た額（1,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）

(2) 40万円

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、雨水浸透施設設置費助成金交付申請書(様式第1号)に当該設置工事に係る見積書その他必要な書類を添付して、下水道事業の管理者の権限を行う羽村市長(以下「下水道事業管理者」という。)に申請しなければならない。

(内定通知)

第7条 下水道事業管理者は、前条の規定による申請を受理したときは、申請書及び関係書類の内容を審査の上、助成の適否を決定し、雨水浸透施設設置費助成金交付内定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(工事内容の変更)

第8条 申請者は、前条の規定による通知後に当該設置工事の内容に変更を生じたときは、改めて第6条に規定する申請をしなければならない。

2 下水道事業管理者は、前項の規定による申請を受理したときは、内容を審査の上、助成金の額を再決定するとともに、改めて雨水浸透施設設置費助成金交付内定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。この場合において、当該変更以前の工事内容に基づく同様式による通知は、その効力を失うものとする。

(完了報告書)

第9条 申請者は、助成に係る設置工事が完了したときは、雨水浸透施設設置工事完了報告書(様式第3号)に該当工事の記録写真(同一方向から撮影し、施工前及び施工中の状況と埋設構造物の寸法表示が写されているもの及び施工後の写真とする。)その他必要な書類を添付し、下水道事業管理者に提出しなければならない。

(助成金の交付確定)

第10条 下水道事業管理者は、前条の規定による工事の完了報告を受けたときは、遅滞なくその内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、助成金の交付の適否及び助成額を決定し、雨水浸透施設設置費助成金交付(不交付)確定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第11条 下水道事業管理者は、助成金の額の確定後、申請者が提出する雨水浸透施設設置費助成金交付請求書(様式第5号)に基づき、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第12条 下水道事業管理者は、前条の規定により既に助成金を交付した後に次に掲げる理由に該当する事項が生じた場合、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(維持管理)

第 13 条 助成金の交付を受けた者は、当該雨水浸透施設の効果の維持に努め、管理に万全を期さなければならない。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、下水道事業管理者が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行の日において、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 10 条の規定により下水道事業管理者が制定した企業管理規定とみなす。

別表(第 5 条関係)

標準工事費単価表

	型番	規格	標準工事費単価
浸透ます	P	150mm × H400mm	33,300円
	P	200mm × H400mm	45,300円
	P	250mm × H500mm	45,500円
	P	300mm × H500mm	49,500円
	P	350mm × H600mm	62,200円
	P	400mm × H600mm	119,500円
	P	500mm × H800mm	190,400円
浸透トレンチ	T	B250mm × H300mm × 75mm	10,200円
	T	B300mm × H350mm × 100mm	14,100円
	T	B350mm × H400mm × 125mm	18,900円
	T	B400mm × H450mm × 150mm	23,800円
	T	B550mm × H600mm × 200mm	38,000円
	T	B750mm × H750mm × 200mm	56,200円

備考

- 1 上記規格以外のものは、直近下位の規格の標準工事費単価を準用する。
- 2 羽村市雨水浸透施設技術指針による標準の規格でない雨水浸透施設を設置する場合は、その規格に係る標準工事費単価と標準の規格に係る標準工事費単価のうちいずれか少ない額を適用する。

## 羽村市雨水浸透施設技術指針

### 第1 趣旨

この指針は、屋根雨水の浸透を目的として設置する、雨水浸透施設の設置について、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 雨水浸透施設の構造

別紙構造図のとおりとする。

### 第3 計画規模

#### 1 計画雨水量

雨水浸透施設の計画雨水量は、時間降雨強度 10mm 程度を処理するものとする。

#### 2 流出係数

屋根流出係数 0.9

#### 3 雨水浸透施設の処理能力

雨水浸透施設の処理能力は、標準的な構造の場合、次の値を標準とすること。

##### (1) 雨水浸透ます

(浸透層の地質:ローム)

型番	ますの径(mm)	深さ(mm)	単位貯留・浸透量(m <sup>3</sup> /個・h)
P	150	400	0.250
P	200	400	0.332
P	250	500	0.512
P	300	500	0.618
P	350	600	0.863
P	400	600	0.998
P	500	800	1.710

(注) 東京都雨水貯留・浸透施設技術指針による。

##### (2) 雨水浸透トレンチ

(浸透層の地質:ローム)

型番	断面形状 W×H (mm)	管径(mm)	単位貯留・浸透量(m <sup>3</sup> /m・h)
T	250×300	75	0.247
T	300×350	100	0.284
T	350×400	125	0.324
T	400×450	150	0.365
T	550×600	200	0.499
T	750×750	200	0.658

(注) 東京都雨水貯留・浸透施設技術指針による。

#### 4 処理規模

雨水浸透施設の処理能力に基づき、10mm/hに対応すべき標準的な処理規模は、次の値を標準とする。

算出式

$$\text{処理規模面積 (m}^2\text{)} = \frac{\text{浸透施設の処理能力 (m}^3\text{/h)}}{1 \text{ 時間あたりの雨水量 (0.009m/h)}}$$

$$\text{雨水流出量} = \text{降雨強度} \times \text{屋根面積} \times \text{流出係数}$$

屋根面積表

浸透ます 1基当たり (m<sup>2</sup>)

規格	P	P	P	P	P	P	P
浸透ます	27 以下	27 ~ 36	36 ~ 56	56 ~ 68	68 ~ 95	95 ~ 110	110 ~ 190

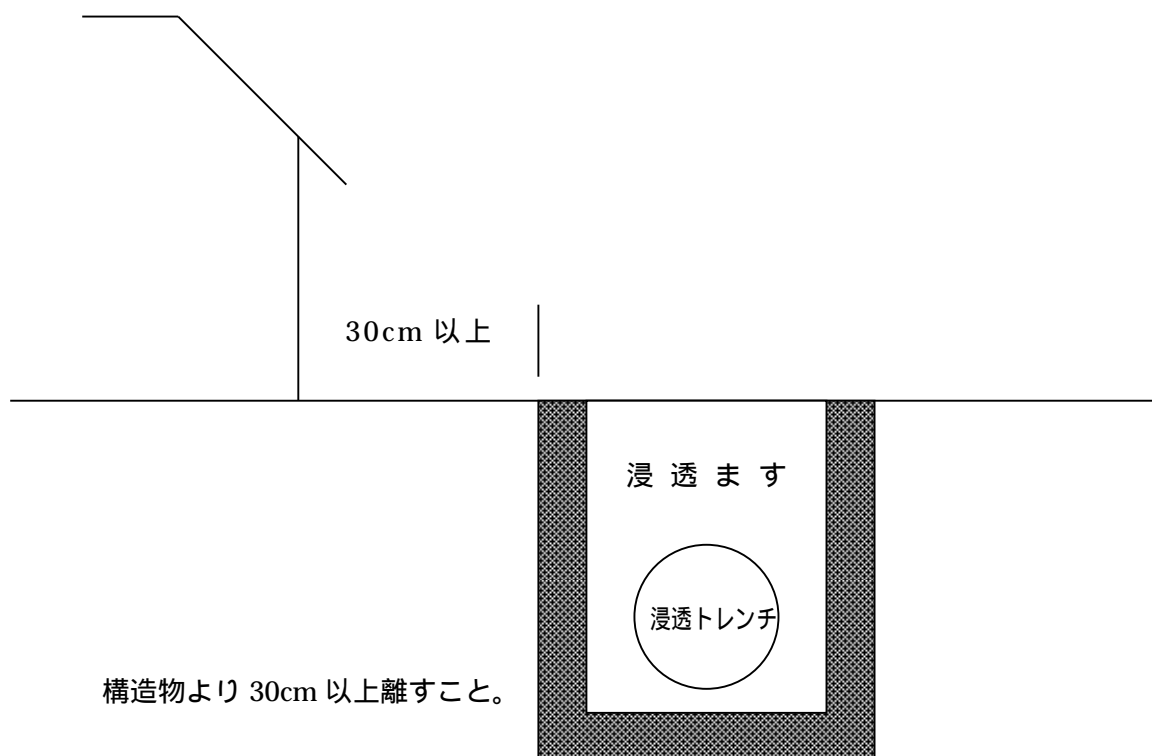
(注) 浸透ますは、屋根面積に対する処理能力を有する規格又はこれを超える処理能力を有する規格を使用してください。また、浸透トレンチは必要に応じて組み合わせて使用してください。

#### 第4 工事

##### 1 標準設置位置

雨水浸透施設設置位置については、浸透水により構造物の基礎及び埋設物が悪影響を受けない距離(おおむね 30cm 以上)を確保すること。

図 - 1

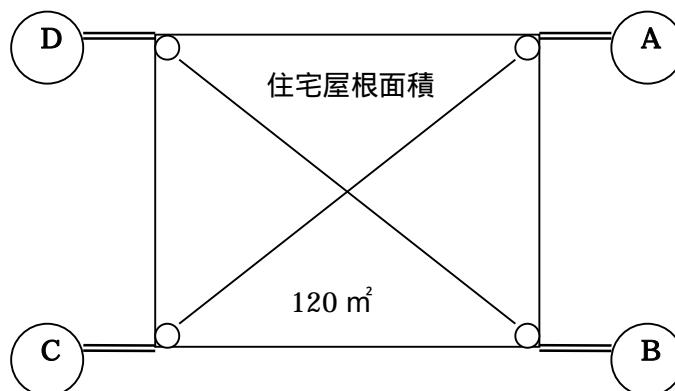


## 2 設計

雨水浸透施設の設計に当たっては、下記事項に留意すること。

- (1) 雨水浸透施設の配置は、建物に十分配慮した無理のない計画とすること。
- (2) 雨水浸透ますの設置箇所は、原則として雨といごとに設置すること。
- (3) 雨水浸透施設は、屋根雨水のみの処理とし、土砂等を含むおそれのある地表上の雨水排水や生活排水(汚水)の流入を避けること。
- (4) 標準的な設計は、次のとおりとする。

図 - 2



$$A \cdot B \cdot C \cdot D \text{ の浸透ます} = \frac{120\text{m}^2(\text{住宅屋根})}{4} = 30\text{m}^2$$

屋根面積表を当てはめると 4つの浸透ます = 200のます

## 3 対象屋根面積

対象屋根面積の算定に当たっては、原則として住宅の屋根を対象として取り扱うものとし、次の各号によって求める。

- (1) 建築面積(建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積)に軒やひさし等の突き出した部分の面積を加えた数値とする。
- (2) 屋根面積の合計に小数点以下の端数がある場合は、小数点以下を切り上げるものとする。

## 4 施工

雨水浸透施設の施工に当たっては、下記事項に留意すること。

- (1) 掘削は原則として人力で行い、余掘りは行わない。
- (2) 浸透底面(床付面)は、締め固めを行わず、直ちにフィルター層として敷砂を敷きならすこと。敷砂は、足で行える程度の締め固めを行い、タンパ等の機械転圧は行わないこと。
- (3) 雨水浸透施設の周りには、浸透面の保護と貯留量をできるだけ多く確保するため、充填材として単粒度碎石(2種4号)を使用すること。
- (4) 雨水浸透施設に土砂等の流入を防ぐため、充填材の周りに透水シートを設置すること。また、透水シートはポリエステル等で引張りの強度、腐食等の面で長期に耐え、通水性を有するものとする。

- (5) 埋戻しは、ゴミ、土砂等が雨水浸透施設内(砕石層等)に入らないよう慎重に行うこと。
- (6) 目詰まり防止のため、ゴミよけ等を設置すること。

一般家庭用浸透施設寸法表

1 浸透ます寸法表

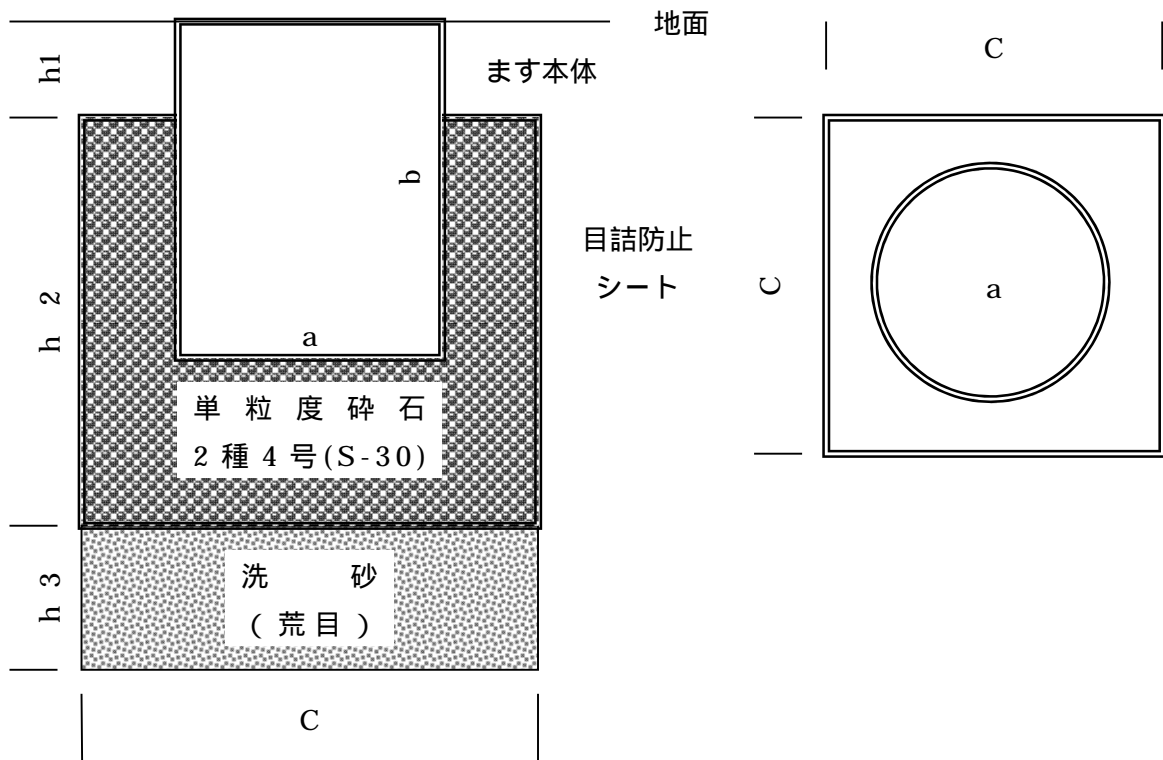
単位：mm

型番	ますの径 a	ますの高さ b	h1	h2	h3	掘削辺 C
P	150	400	100	390	25	300
P	200	400	100	390	25	400
P	250	500	100	510	30	500
P	300	500	100	510	30	600
P	350	600	100	630	35	700
P	400	600	100	630	35	800
P	500	800	100	880	50	1,000

浸透ます

断面図

平面図



## 2 浸透トレンチ寸法表

単位：mm

型番	トレンチの幅 L	トレンチの高さ(B+C)	砂層の高さ C	土被り A	管径 D
T	250	300	20	150	75
T	300	350	25	150	100
T	350	400	25	150	125
T	400	450	30	150	150
T	550	600	40	200	200
T	750	750	50	250	200

浸透トレンチ断面図

